



熊本県公報

第 1 2 3 8 9 号

平成 27 年 2 月 3 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防居宅サービス事業者の指定…………… (") 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定介護予防居宅サービス事業者の指定…………… (") 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除…………… (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 八代港公有水面埋立ての要領…………… (港湾課) 4
- 三角港臨港地区の指定…………… (") 5
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 16
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 17

公 告

- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 17
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 17

登 載 依 頼

- 熊本県私立学校審議会の開催…………… (私立学校審議会) 18

正 誤

- 平成 27 年 1 月 20 日熊本県告示第 47 号 (土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定) 中…………… (砂防課) 18
- 平成 27 年 1 月 20 日熊本県告示第 48 号 (土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定) 中…………… (") 18

告 示

熊本県告示第 97 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。
平成 27 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社太陽の輪	城之浦デイサービス 宇土駅前通り	宇土市城之浦町 115 番地	平成 27 年 2 月 2 日	通所介護

熊本県告示第 98 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。
平成 27 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社太陽の輪	城之浦デイサービス 宇土駅前	宇土市城之浦町 115 番地	平成 27 年 2 月 2 日	介護予防通所介護

	通り			
--	----	--	--	--

熊本県告示第 99 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 7 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団司会	訪問リハビリテーションかがみ苑	八代市鏡町塩浜 1 1 番割 2 3 5 番地	平成 2 7 年 2 月 1 日	訪問リハビリテーション

熊本県告示第 100 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 7 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団司会	訪問リハビリテーションかがみ苑	八代市鏡町塩浜 1 1 番割 2 3 5 番地	平成 2 7 年 2 月 1 日	介護予防訪問リハビリテーション

熊本県告示第 101 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 6 項及び第 9 条第 8 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除する。
平成 2 7 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

元玉名（2 0 6 - 2 - 0 1 3）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市玉名
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 102 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成 2 7 年 2 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

元玉名（2 0 6 - 2 - 0 1 3）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市玉名
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年2月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字上野字軍見坂 141番地先から 同所 136番3地先まで	前	6.6 ～ 11.9	267.0 218.0	単沿環
			後	9.4 ～ 50.5		

2 区域を変更する期日 平成27年2月3日

熊本県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年2月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡御船町大字田代字神掛 1062番2地先から 同所 1062番2地先まで	前	5.1 ～ 10.3	34.0 33.6	単防災
			後	8.5 ～ 10.3		

2 区域を変更する期日 平成27年2月3日

熊本県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年2月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町坂本字坂本山 4691番地先から 同所 4691番地先まで	前	3.5 ～ 8.2	199.3 199.3	単防災
			後	3.9 ～ 11.3		

2 区域を変更する期日 平成27年2月3日

熊本県告示第106号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項において準用する同法第2条第2項の規定により埋立の承認の出願があったので、同法第42条第3項において準用する同法第3条第1項の規定により次のとおりその要領を告示し、同法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書を縦覧場所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成27年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 出願者の住所及び氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局
代表者 国土交通省九州地方整備局長 金尾健司

2 埋立区域

(1) 位置

八代市植柳下町字大築嶋30の1、字黒島45、字箱島47及び字鶉ノ子島46地先公有水面

(2) 区域

①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点と④の地点とを結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D. L. +3. 95メートル）における公有水面と黒島の陸地との境界線（北側）、④の地点と⑤の地点とを結んだ線、⑤の地点から348度55分29. 4秒7. 10メートルの地点を中心とする半径7. 10メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ南西側の円弧、⑥の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線、⑨の地点と⑩の地点とを結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D. L. +3. 95メートル）における公有水面と大築島の陸地との境界線（南側）を結んだ線、⑩の地点と⑪の地点とを結んだ線及び①の地点と⑪の地点とを結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D. L. +3. 95メートル）における公有水面と鶉ノ子島の陸地との境界線（南側）を結んだ線により囲まれた区域。ただし、平成26年の秋分の満潮位（D. L. +3. 95メートル）における公有水面と箱島の陸地との境界線により囲まれた区域を除く。

①の地点 中平和四等三角点（北緯32度29分29. 156秒、東経130度32分35. 487秒。以下「基点」という。）から254度44分32. 3秒4、321. 13メートルの地点

②の地点 ①の地点から194度05分59. 8秒371. 32メートルの地点

③の地点 ②の地点から287度51分20. 0秒349. 90メートルの地点

④の地点 基点から253度45分43. 3秒5、005. 15メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から348度55分29. 4秒162. 44メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から303度55分38. 9秒10. 04メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から348度55分29. 9秒327. 10メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から78度55分27. 4秒7. 10メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から348度55分30. 8秒83. 00メートルの地点

⑩の地点 基点から259度44分16. 4秒4、607. 19メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から140度51分12. 2秒393. 15メートルの地点

(3) 面積

303, 187. 59平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

八代市植柳下町字大築嶋30の1、字黒島45、字箱島47及び字鶉ノ子島46地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とNの地点とを結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D. L. +3. 95メートル）における公有水面と大築島の陸地との境界線（南側）を結んだ線により囲まれた区域。ただし、平成26年の秋分の満潮位（D. L. +3. 95メートル）における公有水面と黒島・箱島及び鶉ノ子島の陸地との境界線により囲まれた区域を除く。

Aの地点 基点から259度23分12. 1秒4、147. 30メートルの地点

Bの地点 Aの地点から92度43分49. 3秒28. 86メートルの地点

Cの地点 Bの地点から83度13分30. 4秒50. 48メートルの地点

Dの地点 Cの地点から61度52分09. 8秒51. 48メートルの地点

Eの地点 Dの地点から39度18分50. 2秒102. 57メートルの地点

Fの地点 Eの地点から138度14分30. 2秒104. 97メートルの地点

Gの地点 Fの地点から194度06分00. 0秒988. 81メートルの地点

Hの地点 Gの地点から240度47分58. 5秒161. 70メートルの地点

Iの地点 Hの地点から287度51分19. 9秒560. 78メートルの地点

Jの地点 Iの地点から280度10分00. 1秒303. 36メートルの地点

Kの地点 Jの地点から348度55分30. 0秒783. 46メートルの地点

Lの地点 Kの地点から78度55分29.4秒270.00メートルの地点
Mの地点 Lの地点から168度55分30.3秒83.72メートルの地点
Nの地点 Mの地点から217度47分19.3秒26.55メートルの地点
(3) 面積
998,886.30平方メートル

4 埋立地の用途

緑地

5 出願年月日

平成27年1月21日

6 関係図書の縦覧場所

熊本県土木部河川港湾局港湾課、熊本県県南広域本部土木部維持管理課及び八代市商
工観光部国際港湾振興課

熊本県告示第107号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により次の区域を三角港の
臨港地区として定めたので、同条第8項の規定により告示する。

なお、当該臨港地区の区域は図面で示し、その図面は熊本県土木部河川港湾局港湾課、
熊本県県央広域本部宇城地域振興局維持管理調整課及び宇城市土木部都市整備課に備え置
き、縦覧に供する。

平成27年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

臨港地区の区域

宇城市三角町三角浦の一部

熊本県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路
の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年2月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全
課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市河浦町宮野河内字住吉 390番地先から	247.0	防交 安(改築)
		同所 396番2地先まで		
		天草市河浦町宮野河内字住吉 397番1地先から	131.0	
		同所 411番2地先まで		

2 供用を開始する期日 平成27年2月6日

熊本県告示第109号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第
57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特
別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 小谷迫川（466-1-006）

(1) 土砂災害警戒区域の所在地

八代市東陽町河俣

(2) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

2 下久木野第一（466-1-007）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 八代市東陽町河俣
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 下久木野川第二（466-1-008）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 座連川第二（466-1-009）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 座連川第四-1（466-1-010-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 座連川第四-2（466-1-010-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 座連川第一（466-1-011）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 座連川第三（466-1-012）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 鶴木場川第一(466-1-013)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 鶴木場川第二(466-1-014)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 登尾川(466-1-015)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 谷川(466-1-016)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 鶴上谷川(466-2-003)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 14 鹿路谷川第一(466-2-004)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 鹿路谷川第二 (4 6 6 - 2 - 0 0 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 鹿路谷川第三 (4 6 6 - 2 - 0 0 6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 笠松谷川第二 (4 6 6 - 2 - 0 0 7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 笠松谷川第三 (4 6 6 - 2 - 0 0 8)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 久木野谷川-1 (4 6 6 - 2 - 0 0 9 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 久木野谷川-2 (4 6 6 - 2 - 0 0 9 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 相原川 (4 6 6 - 2 - 0 1 0)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 美生川第一 (4 6 6 - 2 - 0 1 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 美生川第二 (4 6 6 - 2 - 0 1 2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 鶴下川 (4 6 6 - 2 - 0 1 5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 座連 - 1 (4 6 6 - 1 - 0 2 0 - 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 座連 - 2 (4 6 6 - 1 - 0 2 0 - 2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 座連-3 (466-1-020-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 座連-4 (466-1-020-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 鶴下 (466-1-028)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 鶴中-1 (466-1-029-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 鶴中-2 (466-1-029-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 32 鶴中-3 (466-1-029-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 3 鶴上-1 (466-1-030-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 鶴上-2 (466-1-030-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 鶴上-3 (466-1-030-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 鶴上-4 (466-1-030-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 谷川-1 (466-1-031-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 谷川-2 (466-1-031-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 小谷迫 (466-1-032)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 久木野-1 (466-1-033-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 久木野-2 (466-1-033-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 久木野-3 (466-1-033-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 久木野-4 (466-1-033-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 久木野-5 (466-1-033-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 笠松-1 (466-1-034-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- (4) 急傾斜地の崩壊
政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 6 笠松-2（466-1-034-2）

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 7 笠松-3（466-1-034-3）

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 8 笠松-4（466-1-034-4）

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 9 美生（466-1-035）

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 0 相原-1（466-1-036-1）

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 1 相原-2（466-1-036-2）

 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 鹿路-1 (466-1-037-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 鹿路-2 (466-1-037-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 坂より上B (466-1-038)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 坂より上-1 (466-1-039-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 坂より上-2 (466-1-039-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 坂より上-3 (466-1-039-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 鶴上 A (466-2-020)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 9 下久木野 (466-2-021)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 0 美生 A (466-2-022)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 1 美生 B (466-2-023)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 2 美生 C (466-2-024)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 鶴下 A (466-2-025)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 河俣 A (466-2-026)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 河俣B(466-2-027)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 6 河俣C(466-2-028)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 7 坂より上D(466-2-029)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 8 坂より上C(466-2-030)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 9 鶴木場(466-2-031)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東陽町河俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第110号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成27年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 球磨郡山江村大字万江丙字西大川内182番12から182番16まで、182番18、182番21
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西大川内182番13・182番14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第111号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成27年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 球磨郡あさぎり町上西字榎田宮ノ谷大谷山谷ノ尾3504番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字榎田宮ノ谷大谷山谷ノ尾3504番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第70号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成27年2月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1453号	混合有機質肥料	混合有機T3号	窒素全量：2.0 りん酸全量：3.0 加里全量：1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社生科研 熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地4	平成30年3月6日

熊本県公告第71号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営七浦地区（深川工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年2月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営七浦地区（深川工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年2月4日から平成27年3月4日まで
- 3 縦覧場所
水俣市役所

登載依頼

熊本県私立学校審議会公告第2号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。
平成27年2月3日

熊本県私立学校審議会

- 1 開催日時
平成27年2月12日（木）
午後2時00分から午後4時30分まで（予定）
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
【諮問事項】
 - (1) 武蔵ヶ丘幼稚園の収容定員増に係る園則変更認可について（公開）
 - (2) 杉並台幼稚園の収容定員増に係る園則変更認可について（公開）
 - (3) 美鈴幼稚園の収容定員増に係る園則変更認可について（公開）
 - (4) 幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止認可について（公開）
 - (5) 専門学校東京CPA会計学院熊本校の一般課程の設置に係る設置認可申請について（公開）
- 【事前協議事項】
 - (1) 準学校法人の設立及び専修学校の設置認可に係る事業計画について（非公開）
 - (2) 専修学校の設置認可に係る事業計画について（非公開）
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部総務私学局私学振興課中高等班）
（096-333-2064）

正 誤

平成27年1月20日熊本県告示第47号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	43	第7条第1項及び第9条第1項	第6条第1項及び第8条第1項

平成27年1月20日熊本県告示第48号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
8	3 4	第 7 条 第 1 項 及 び 第 9 条 第 1 項	第 6 条 第 1 項 及 び 第 8 条 第 1 項